

埼玉県内、「彩の国資源循環工場」、「埼玉県環境整備センター」への「被災地のがれき受け入れ」をしないように求める請願

埼玉県知事 上田清司 様

日頃、埼玉県知事として県民の健康と福祉、安全と安心に重点をおかれた執政に心がけられていることに県民として敬意と感謝申し上げます。さて先般、上田知事が被災地のがれき受け入れを表明された件について、憲法16条と請願法に基づき以下の請願をいたします。

請願の要旨

上田知事が進めようとしている埼玉県内および彩の国循環工場・環境整備センターへの岩手・宮城両県のがれき受け入れ*注 について、それを撤回することを求めます。

*注) 上田知事が12月8日の県議会で被災地：岩手・宮城両県のがれき受け入れについて焼却場などの施設を持つ市町村に受け入れを働きかける方針を示しました。特に、我が寄居町の県最終処分場「環境整備センター」と産業廃棄物中間処理施設「彩の国資源循環工場」について、県が検討して受け入れを決めれば寄居町と協議する、「寄居町の判断を優先する」と伝えられています。〈資料1 東京新聞・読売新聞の報道〉

なお、以下「請願の理由」は、私たちが止むにやまれず、慣れない請願をすることになった主な根拠です。ぜひ、「請願の理由」に対する上田知事のお考えをお答えいただきたいと思えます。

請願の理由

1. 安全値内であっても大量のがれきを1カ所に埋めたり、焼却することで高濃度となり、放射能汚染を拡散させてしまいます。

今回のがれきは、阪神大震災などの「震災がれき」ではなく、生命・健康を脅かす放射性物質が付着した『放射性廃棄物』です。この大量の「放射性廃棄物」を何トンも1箇所に集めるということは、放射能の濃縮となり、高濃度の放射能汚染源を新たに寄居町に作ることになります。

(今まで100ベクレル/kgの安全値が、8000ベクレル/kgまで引き上げられてしまいました。それを1kgだけでなく、何トンも集まるので×(かける)何倍ものベクレル数となってしまいます)

また、がれきを焼却することで、通常の焼却炉では33倍濃縮し、溶融炉では40~50倍も濃縮してしまいます。〈資料2 秋田市における環境省の発言と秋田市長の発言〉彩の国資源循環工場には、その溶融炉が2つ(合計4基)あるので、集まった放射能がさらに超高濃度に濃縮されるのです。

焼却(放射性物質を完全に取れる焼却炉のフィルターはないとされています)による大気への放射能の拡散、また、さらには寄居町にある最終処分場での埋め立ては、埼玉県民・東京都民の飲料水の水源である荒川の支流にあることから環境への影響、住民への健康被害は多大なものであります。

更にながれきは、セシウムだけではなく、現在は測定されていないため検出されていないだけで大変毒性の高いプルトニウムやストロンチウムによる被曝も充分考えられる為、その焼却や埋め立ては大変危険です。

2. すでに汚染されている県内を、さらに汚染させることになり、子どもたちを守れなくなります。

埼玉県など関東圏はすでに低レベルの放射能で汚染されています。〈資料3 文科省航空モニタリングによる空間線量およびセシウム134、137の土壤積載量〉〈資料4 放射能防御プロジェクトによる全国土壌調査結果〉これにより埼玉を含む関東圏に住む人間は、現在も空間放射線による外部被ばくや呼吸や飲食による内部被ばくを受けています。

とりわけ心配なのは、大人に比べて約10倍の健康被害を受けると言われている子どもたちです。その値は、従来の年間許容被曝量(1ミリシーベルト/年)から考えると、現状でも子どもたちを育てるにはギリギリの値です。これ以上、汚染のリスクをあげてしまうと、住民の健康・生命を守ることができなくなってしまいます。

すでに各地で報告されている子どもたちの健康被害が、ここでも同様に予測されます。

また、万一がれきを受け入れた場合、放射能を安全に数百万年単位で保管する方法は未だありません。がれきの受け入れは、これからの子や孫世代に過大な負担を課すこととなります。

3. 市民の健康を守るため、がれき受け入れしない県が6割あります。

全国で、6割の自治体のがれきを受け入れないとしています。〈資料5 産経新聞12月30日〉

そのうち、長野県知事は、県内で発生した放射性物質を含む下水道汚泥や土壌の処理場などを優先して考えな

ければならないことや、国の示す基準に国民の理解が十分得られていないとしています。〈資料6 信濃毎日新聞12月29日〉また、新潟県知事は、「何でもかんでも埋めればいいのかというものではない」と、8000ベクレル/kg以下のごみ焼却灰は埋め立て可能とする環境省を批判しています。〈資料7 朝日新聞新潟版12月29日〉

4. 支援は別の形を模索することが賢明です。

がれきが撤去されず復興が進まない被災地の窮状はただちに救済すべきであると思います。

しかし、放射能汚染の拡散は決して、してはならないことだと思います。「痛みを分かち合うことと、これ以上、日本全体に放射能汚染を広げること」は別に考えなければいけない問題です。

被災地への支援は、がれきをその地で処理できるよう自立支援する、被災地へ汚染されていない農産物を提供する物流ルートを支援する、土壌汚染の詳細なデータを収集し、長期にわたる健康調査の実施、子どもたちの夏休み等を利用した西日本等の汚染されていない地域での転地療法（汚染されていない食事の提供、野外活動）などを支援することが被災地の方々を汚染から守るため必要と考えます。

5. 今回の受け入れを皮切りに、高レベル放射性焼却灰（一般廃棄物・下水汚泥）がさらに流入されてしまうなど、今後、汚染の連鎖による拡大が懸念されます。

今までは主に東北方面で最終処分されていた焼却灰が、秋田県から返送されたことから、埼玉県のみならず首都圏に保留されている、保管場所が決まらない高レベルの焼却灰や汚泥が、今後、埼玉県内（寄居町）で処分される可能性が大きくなっています。〈資料8 NHKニュース12月28日 焼却灰受け入れ先公開せず〉

このような放射性廃棄物は適切な処分場で処分・管理し、全国に拡散しないよう、国政によってなされるべきものであると思います。〈資料9 環境省 一般廃棄物焼却灰 放射能濃度、埼玉県下水汚泥〉〈添付資料10 10万ベクレル以下汚泥焼却灰、セメント固化不要・環境省決定 毎日新聞 12/3〉

6. 彩の国資源循環工場と埼玉県環境整備センターは、住宅地や幼稚園に近く、がれき受け入れに向かない立地です。

彩の国資源循環工場と環境整備センターは、周囲敷地境界に面して住宅地が広がり、幼稚園も隣接しているという内陸に立地（住宅地最近150m、幼稚園1.2km、中学校1.3km、保育園1.7km、小学校2.0kmにあり、子どもたちが長い時間活動する施設に大変近い）し、放射能やアスベストが心配されるがれきを受け入れるには、大変リスクが高い場所です。

7. 寄居町の豊かな自然や農産物に対する過剰な風評被害を起こす可能性があります。

寄居町は、首都圏に近いながらも豊かな里山風景のひろがる、観光に有望な土地柄です。今後観光に力を入れようとしている町政に、風評被害という、多大な打撃を与えてしまいます。

また、農産物に対しても、放射能がれきを受け入れたとして風評被害により、寄居町から流通する農産物が売れなくなる事態にもなりかねません。

以上のことから「彩の国資源循環工場」と「埼玉県環境整備センター」への被災地のがれき受け入れをしないよう求めます。つきましては、回答を1月末日までに文書でくださいますよう、よろしくお願い致します。

請 願 者 の 署 名

名 前	住 所

【取り扱い団体】

【問い合わせ先】 放射能から子どもを守る会
TEL 048-594-6336 (白石)